

財経第 423 号
平成 14 年 1 月 18 日

企業会計基準委員会
西川 郁生 副委員長殿

(社)生命保険協会
経理部会長・笠間達

企業会計基準適用指針公開草案第 2 号

「その他資本剰余金の処分による配当を受けた株主の会計処理（案）」に対する意見

当協会の活動につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 13 年 12 月 21 日付けで公表された標記公開草案に関し、当協会経理部会としての意見を添付のとおりお送りいたします。

宜しくご査収下さい。

以 上

企業会計基準適用指針公開草案第2号

「その他資本剰余金の処分による配当を受けた株主の会計処理（案）」に対する意見

本公開草案で示された会計処理については、実務対応上重大な懸念があるため、会計基準導入の環境整備を図る観点から、関係方面への働きかけをお願いしたい。

1. 株主に対して、会計処理に必要な情報が、一定期日までに確実にディスクローズされるよう、関係各方面への働きかけをお願いしたい。

入金日に処理する場合

(1) 「その他資本剰余金」を配当により処分しようとする企業から

- ・ 配当処分案を株主総会（中間決算時には取締役会）に付議している事実を、その旨が明瞭に分かる形で、株主に対して通知すること
- ・ 配当としての振り込みのうち、「その他資本剰余金」の処分によるものが含まれている場合には、その内訳金額及びその振り込み予定日を、一定の猶予期間を持って事前に株主に対して通知すること

(2) 各証券取引所、日本証券業協会から

- ・ 決算短信において、通常の利益配当と区分して開示すること

配当権利落ち日に処理する場合

<必要な情報提供の例>

権利落ち日の2週間程度前迄には予定情報（予定配当金額とその他剰余金の額）が公表され、情報ベンダーから配信される。

法定準備金の取崩しの決定は、株主総会の決議事項であるため、内容の確定および配当金支払は株主総会后となる。

しかしながら、権利落ち日に簿価の減額処理を行うためには、事前に確実な情報が投資家に提供されていることが必須であり、そのことが確実に担保されていなければ実務上の対応が不可能である。

[要望の背景]

- ・ 「その他資本剰余金」による配当処分は、有価証券の帳簿価額の減額が必要となるが、当該銘柄の移動平均原価算定に影響を及ぼす（ひいては売却損益に影響）ことから、その処分の事実を、あらかじめ早期に把握する必要がある。
- ・ 会社が投資の払戻しを行おうとしているという情報は、株主たる機関投資家にとって、コーポレートガバナンスの観点からも、重要な情報である。
- ・ 以上のことは、一般に大量の株式を保有する機関投資家にとって、特に大きな問題である。会社からの事前通知を受けることなしには、適切な会計処理を継続することが、極めて困難

な状況に陥ってしまうことが想定される。

- ・従って、投資家にとって重要な情報を適時適切に連絡を受けるべく、通常の株主総会の招集通知及び決算案とはあえて別に分ける形で、事前通知を受けることをお願いしたい。
- ・とりわけ、中間決算時においては、現行の利益処分による配当の場合と同様、取締役会決議をもって株主に分配される可能性があるが、この配当原資を事前に把握する必要があるにもかかわらず、現状ではその術がない。

2. 会計の取扱いと平仄を合わせる形で、課税上の取扱いを明確化する（必要に応じて措置を講じる）べく、税務当局への働き掛けをお願いしたい。

[要望の背景]

- ・「その他資本剰余金」は配当可能利益を構成するとしても、会計上、利益の配当とは別の取扱いとされるのであるから、以下に掲げる理由も踏まえて、課税上の取扱いは会計の取扱いと平仄を合わせて頂きたい。
 - 税務上の取扱いについては、法定準備金の減少手続きが資本減少手続きに準じて創設されることから、有償減資に準じた取扱いとなることが考えられる。この場合、払戻し金額を全額減額することとなり、当処理案と異なることとなる。
 - 「その他資本剰余金」からの配当は、会社が生み出した利益ではなく、資本性の剰余金から支払われるものであることから、これに担税力を認めることは適当でないとする。
 - 実務対応としても、当該銘柄を売り切るまで、会計簿価と税務簿価を二重管理し続ける必要が生じるため、負荷が大きい。
 - 会計と税務の差異は、いわゆるスケジューリング不能な一時差異として、税効果会計が適用できないのではないかと考えられる。

3. システム対応に相当程度の時間が必要になると想定されるため、実施までの経過措置を設けて欲しい。

- ・大量の銘柄を保有している機関投資家等は、配当金に係る大量の会計処理を行うために、システム処理が必要となるが、従来配当により簿価を減少させるという処理を想定していないため、その会計処理の変更に伴うシステム対応に相当期間を要すると考えられる。したがって、従来の配当収入としての会計処理の選択を一定期間認める等の猶予期間を設定していただきたい。

4. 以下の事項について、適用指針等で明確にしていきたい。

- ・ 配当受領額を収益として計上することが明らかに合理的である場合の範囲について
例として、以下の2つが挙げられているが、実務上その他の例についても明確にしていきたい。

会計処理5 .

配当の対象となる時価のある有価証券を時価まで減損処理した期における期末
配当

株式移転により新設された完全親会社の...設立初年度の配当

- ・ 権利落ち日に簿価の減額処理を行う場合の取扱いについて

具体的には、以下の事項等を明確にしていきたい。

ア) 簿価減額する際の相手勘定は未収金でよいか

イ) 予想配当金として簿価減額処理後に、実際の配当金の差があることが判明した場合は
どのようにするか

以 上